

令和6年第3回渋川市子ども・子育て会議 会議録

項目	内容
開催日時	令和6年10月28日(月) 午後1時半から午後3時まで
開催場所	渋川市役所本庁舎3階 大会議室
出席者	委員 16名
	事務局 8名
欠席者	4名
議題	1 開会
	2 あいさつ
	3 議事 (1) 渋川市こども計画(中間案)について
	4 その他
	5 閉会
発言者	議題・発言内容及び決定事項
事務局	1 開会
	2 あいさつ それでは、開会にあたりまして、斎藤会長から、挨拶をお願いいたします。
会長	皆さん、こんにちは。今日、会場に入ってあれ、いつもと違うな、というふうに、お思いになった方がいっぱいだと思いますが、先日、私のほうから事務局の皆さんにお願いして、というのはいつもこの場で議事進行していて、皆さんから質問があるとこちらから答えていただいている、私としてはこの位置にいると誰がしゃべっているかわからないし、ぜひみんなの顔が見えるように配置していただけないでしょうかというふうにお願いして聞き入れていただいたところです。
	さて、今日は議題こども計画の中間案についてということで、だんだん中身が詰まってきております。子どもの権利条約の考え方方がこの計画の中にしっかりと反映されていると思うのですが、国連の子ども権利条約が採択されたのは1989年、日本の批准決議を取ったのが94年ですから、日本が批准してからちょうど30年という年にあたるというふうに気づきました。いくつか重要条文がありますが、基本的な考え方としては特に注目すべきだと思っているが、意見表明権というものです。これは人権の基本としては自己決定権と呼ばれる言い方ですけれども、自分のことは自分で決めていい、ただ、子どもが、自分のことは自分で言おうというふうにすると、ちょっと突き放したことになってしまって、まだ未成熟だから、誤った自己決定をしてしまう。そこでこどもに対してあなたは何がしたいのということを聞いて、意見を述べてもらう。自分の考えを述べてもらって、大人社会から必要なアドバイスをして自己決定能力を高めていくという考え方があると理解しています。それはさまざまな場面、家庭においても学校においてもそうですし、ここで審議しているような社会全体としてこどもやこどもを育てる大人をサポートしていくということを考える場合にも必要な考え方だと思います。その視点がここに筋として通るように具体的なことも詰めていければなというふうに考えております。ではどうぞよろしくお願ひします。

事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。ここで配付資料の確認をさせていただきます。皆様方に事前に配付いたしました資料につきましては、渋川市こども計画の中間案でございます。皆さんお持ちでしょうか。
事務局	3 議事 ここからの議事進行につきましては、渋川市子ども子育て会議条例第6条に基づきまして、斎藤会長に議長をお願いいたします。斎藤会長よろしくお願ひいたします。
会長	改めてどうぞよろしくお願ひします。今日もお気づきになった方はどうぞ遠慮なくご発言いただき、活発な議論をしていただければと思っています。 さて、議事1番だけですけれども、渋川市こども計画中間案についてです。今回は計画の中間案ですので、まだ確定案ということにはなっていません。調整中、精査中によるなどとなっていますので、ご承知おき頂ければと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局より（1）渋川市こども計画中間案について説明
会長	ありがとうございました。では、皆さんからご質問があればまたお問い合わせください。 前半の方は、現状認識ではこれまでやってきたことというのと、1章と2章ですね。まず、1章と2章について何かお気づきの点があればお話いただければと思います。
委員	立場的な部分と自治会長をやっているんですけれども。市の方に依頼したいことが多々あります。まず、子どもの居場所ということで公園が40ページに、安心して外出できる環境の整備ということで58ページに④公園の整備ということですが、私は北小地区のところにございまして、並木公園というのがあったり、北小との間に桜木が多々あって、これがもう寿命というか、大風が吹いたり、台風が来たりすると古いところから折れて、すごい危険を感じて、1か月ちょっと前に市の方に依頼して、一応マークというか、ピンク色の伐採準備ということでやって、毎日毎日まだやらないのかなって事故が起きてからじや遅い。私はもう市の方に話したから、私の責任はもうないですからねっていう話をさせてもらって、急にそういう木が落ちて即死をしたというニュースが出ても、なかなか市の方には本当にいっぱい課があって、何課に話したらいいかも最初わからなくて、そういう部分で居場所を安全にするっていうのが、こうやってテーマで出ているんですから、もう本当にすぐ取り掛かっていただいて、危ないところをすぐ直していただく。大体こういう会議、ここで言うと、それは何課ですからとかそういう話になってしまいますが、ぜひ死人、けが人が出る前に公園がいい場所であるようにこの会議を通じていろいろと伐採、剪定していただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。
会長	事務局から何かありますでしょうか。
事務局	委員さんからお話があった上では、かなり歩道にも根が張って、本当に小さい子のベビーカーとかそういったのも影響が出ているのかなと思います。こども計画を策定するにあたりましては、やはり従来からもそうだったのですが、全序的に取り組んで多岐にわたる課と連携を図りながら、というとただ内容にもありますように、移動時間やあとは安心して歩道や道路を歩けるようにということも都市政策課、また土木維持課とも連携を図りながらこれをまとめております。従来は関わりに距離があった建設交通

事務局	<p>部門とか、あとは産業観光部門とも今は連携を図りながらこのこども計画を進めいかなければならないのかなというところで、より一層連携をしてやっているというのが現状でございます。</p> <p>先ほどのお話については改めて私の方からお話をあった件をつなげてまいります。</p>
会長	<p>よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。</p> <p>確かに子どもの遊び場、あと歩道も大事ですよね。歩道がデコボコしていると一番通りにくいのは確かにベビーカーとあと自転車だと思います。自転車の利用者って多くは中高生だと思うので、子どもたちが出っ張っているところ、特に暗いと出っ張りもわかりにくいで、通学時に転倒して怪我をすることのないような木の枝を落とすよりももっと大変な作業で、お金もかかってすぐにはできないかもしれないですが、そういうところにもぜひお伝えいただければと思います。</p>
委員	<p>54 ページの基本政策 5-2 の子どもの犯罪等から守るための活動推進の部分ですが、ここにだけ PTA の文字が出てくるので、どうしても目に留まったところです。</p> <p>私が中学生の時代には、カツアゲや怖い先輩から声を掛けられるようなこともありました、私の子どもも今大学 1 年になり、娘が中 3 で、彼、彼女らの行動を見ておりますと、昔のような子どもの活動のようなものは時代が変わっているんじゃないかなと思うところがございました。特に犯罪行為という観点で、昔のようなそういう直接的な行為よりも、今はどちらかというと SNS を経由したようなところで何か犯罪行為に引っかかってしまうというようなことが懸念されるというか、そこを親としても心配なところだと思います。PTA 活動につきましては今、非常に変革の大きな時期を迎えており、特にコロナ禍の 3 年間にわたる大きな中断を経て、各単位 PTA も組織がそもそも成立しなくなった学校がもう発生しています。もう伊香保の小学校さんは PTA がありません。そのような状況がございまして、私たち例えば自分の会長を務めている古巻中学校におきましても、やはり、このいわゆる補導とか防犯パトロールということで回っていたことがありますが、ほとんどどこもがいないところをただ親が練り歩いているだけで非常に形骸化していましたので、私が会長になってからすべて撤廃をしたところでございます。</p> <p>そのような形で PTA のご家族の方の、いわゆる集中できる労力を本当に必要なところにだけ向けるということが、これから PTA 活動かなり重要になってきます。</p> <p>そう考えますと、この部分については、理念としては非常に分かるところではあります、ちょっとフィットしないのかな。もちろん小学校さんのときに協力させてもらいましたけど、通学時の交通事故防止のための旗振り指導とかが本当に必要だと思います。あれが中学生の家庭から出てもいいかなと思っていたりはしますけれど、ちょっと犯罪の防止という観点ではもうちょっとどうかな、というふうには思っているところです。特にこの生徒の下校時、親はまだ勤めている。今、共働き家庭がほとんどになってまいりましたので、ちょっとこういう大きな政策の中に入りますと、それが非常に強制力といったら言い過ぎになりますけれど、こうしてくださいね。というものになりかねませんので、こちら再考していただければなと思います。</p>
会長	ありがとうございました。なかなかご経験の基準で説得力のある話かと思ったのですが、どうでしょうか。
事務局	お話を受けて、時代の流れというものもありますので、こちらに掲載している学校教育課、生涯学習課とこちらの施策についてもう一度検討したいと思います。

事務局	整理も必要かと思いますので、修正をしたいと思っております。
委員	もちろん誤解がないようにですが、施策のようなものに取り組んでいる学校もまだあり、全くないというよりは、状況がいろいろあるということでご理解いただけると思います。
会長	ありがとうございました。質問いかがでしょうか。
委員	34ページです。本当に前から計画的に変更されていて、すごく分かりやすいなとは思いましたが、子どもが幸せを感じながら成長っていう。子どもが幸せを感じながら成長するって具体的な姿が子どもに関してわからなかつたのと、理念としてはこのように関わるのでもいいなと思いますが、もう少し具体的な姿、前の資料だと、例えばいきいき子どもが生まれ育つこととか、それからニコニコ子どもを育てるっていうか、みんなが子どもを包む地域とかっていうような、そういう具体的な姿がどこかで表現されていると、前の資料はそんなことが書いてあったなと思うのですが、これだけだと、子どもが幸せを感じながら成長して、どういうことを具体的にイメージしたらいいのかな、なんていうのがわからなかつたので、教えていただければと思います。
会長	いかがでしょうか。
事務局	あくまでも理念なものですから、今この計画のスタートというのは子ども基本法ができる、また子ども大綱が同時にできて、渋川市にとってどのような形で表せるかな、ということで、理念として明確で具体的なイメージということですが、まさにこの文字通りだと思っています。理念として私どもはこういった形でさせていただきたいなと思っています。確かに子どもまんなか社会というのも国が定めておりまして、その中ではやはりそういった表現を使いながらしているものですから、渋川市でも同様に理念として掲げたいなと思ったもので、具体的にこうだと示そうとは思ってなかったという。ただ、基本的には子ども大綱、また国のことまんなか社会というところで目標を掲げているものは使わせていただきながら、渋川市でもこの理念を持って進めていくというものでさせていただきました。
	前回からこのような形でお示しし、子どもが主体となってまさに子どもが主体であるというところをここで示したかったというところでございます。
会長	はい、さらにありますか。
委員	最初に頂いた資料は、もう少し広い意味で子どもの思いを感じながらといったことが書いてあったので。
事務局	それは前の計画の概要版なので、そもそもだいぶ今変わっていまして、子ども・子育て支援事業計画というのが従来からあります、その計画が令和6年度をもって終わりますので、そのタイミングで子ども基本法が整理され、また子ども大綱というのが整理され、子どもまんなか社会の実現のために子ども計画というのを作っていくとなっています。ですから今回、子どもを主体としたということを表現して、また子どもだけではなく、大人という地域全体へというその二本柱を理念とさせて関係させて進めさせていただきたいというものです。
委員	例えば主体とかそういう言葉を入れていく方がいいですか。
事務局	ちょっと検討させてください。ただ基本理念をこれからというのはかなり厳しいと

事務局	<p>ころがあると思います。</p> <p>大まかなところの考え方はこの方向でさせていただければと思っています。</p> <p>ただ、このようなところはさらに精査をしながら、必要があると判断したら変えさせていただくということでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>今のお話の中で、こどもが幸せを感じながら成長している幸せを感じているこどもの様子ってどういう様子か想像していたのですが、もしかしてニコニコしているかもしれないし、怖がることなく安心して生活しているという姿かもしれない。そんなことがイメージできるわけですが、各施策を通じて打ち上げていけばいいのかな、ということを感じました。</p> <p>関連するといえば、関連するのですが私の方でちょっと気になった点があります。</p> <p>こどもは主体としての位置づけというのをここで前面に出していくのもいいと思うのですが、35 ページで気になったのは、啓発という言葉が 3 回出てきます。基本施策 1-1 の 2 行目、基本施策 1-1 の②のタイトル、それから 1-2 の①の内容のところで啓発という言葉が出てきます。</p> <p>何でこれが気になるかというと、啓発という言葉はだんだん使わなくなっているような気がします。それはともかくとして上から目線の言葉だと思います。啓発というのは、全てそういうふうに定義されているわけではないのですが、かつて私が見たある辞書では、無知のものを教え導くこと、というような説明がされていました。</p> <p>啓発という言葉を使うというのは、市民は無知なものだから、こどもの権利を侵害してしまうのが危険な人だというふうに見ていることになってしまわないだろうかということが気になる次第です。</p> <p>具体的にどうしたらいいかですが、基本施策 1-1 の 2 行目は理解を深めるための情報提供や啓発と書いてありますが、情報提供だけで意味が通じるのではないかでしょうか。</p> <p>同じくその施策の②こどもの権利の周知・啓発も、周知だけで足りるかもしれない。もし付け足すとしたら周知・情報提供でもそれだと同じことだと思うので、周知だけでいいのかなと思います。本文の中で、社会全体で共有することを推進しますということが書いてあるので、それで足りるのかなと思います。また、1-2 の方で人権教育・啓発を推進しますというのも、これは別の要望の問題にちょっと気になるところですけれども、人権教育ということをどう定義しているのかな、というのが気になりました。</p> <p>つまり 1-1 のこどもの権利を大切にする意識の醸成って、これ人権教育じゃないのですか。それとは別の話ですか、というのが気になります。</p> <p>実はその啓発という言葉とセットで使われがちな人権教育というのは、一般の人々に対して皆さん人権侵害してはいけませんよ、というお説教型の人権教育が念頭に置かれていることが今まで多々ありました。そういう上から目線で使われちゃう恐れがある言葉です。人権教育、それが啓発とセットで出てくると、ますますそうなってしまいます。</p> <p>人権教育というのは、そもそも皆さん人を差別しちゃいけませんというよりも、皆さんは人権の主体ですよ。人権を持っているんですよ、使っていいんですよ、ということのほうが基本であるべきだと思っています。その意味で、このページに書かれている基本的な考え方には賛成するのですがその表現の仕方として、これは代表になるわけではないのですが、1-1 と 1-2 のタイトルの作り方がちょっと引っかかるものがあります。</p>

会長	<p>1-1 が人権教育のことを言っているのに、1-2 が人権教育の推進というのは何のかというと、市民に対して人権侵害するなど呼びかけるのが人権教育だという前提に立っているのではないかという疑問が出てきます。その上で強いて言えば、1-1 の方がこども・若者に自身の権利を認識してもらおうということが中心となり、1-2 の方がこども・若者以外の人も含めて一人ひとりが自身の権利について、よく知っておこうということかなと思うんですけども、結論としては、1-2 の啓発ということは、削除するか、人権教育の情報提供とか情報共有とした方がいいんじゃないかなと考えました。</p> <p>これについて事務局のお考えをお聞かせいただければと思います。</p>
事務局	<p>啓発という言葉については削除をしたいと思います。</p> <p>それから、人権侵害に対する対応というよりも、一人ひとりが自分の持っている権利について知っておこうという、そういった意味合いの方向にこちらの内容について変更したいと思います。内容にバランスが取れるように修正したいと思います。</p>
会長	<p>どうぞ、よろしくお願ひします。もう 1、2 点あります、47 ページですが、とにかく難しい問題だというのは承知で一言言わずにはいられないのですが、①のところでマイタウンティーチャー等による少数指導やチームティーチングの実施というのが出てきます。マイタウンティーチャーってつまり臨時任用ですよね。待遇悪いですね。1 年契約ですよね。それでいいのか、というのが根本的な疑問になります。教員定数を増やすのが本来の目的だと思います。ただ、市町村レベルで予算の関係でできることは限られていて、限られている中でやろうとするところなるというのはわからなくはないんですが、本当は違うんじゃないかな、ということは念頭に置いていただきたいです。現状を踏まえると、このことは削れとは言わないのですが、本当はそれで足りる話ではないのではないかと、教員の待遇もきちんとすることがこどものためにこそ必要なんじゃないかと感じているので、そのことを申し上げておきたいと思いました。</p> <p>あと 1 点気になったところですが、65、66 ページに關係するところですけれども、65 ページの 7-2 の②に出会いの場の創出というのがあります。</p> <p>従来よりは穏やかになって、偉そうな言い方ですが、許容範囲だなという感じはするのですが、何を問題視しているかと言いますと、今盛んに行われている婚活というのが抜本的な問題の解決になっていないんじゃないかと思っていまして、婚活パーティーとかをよく聞くのは、男性の方が大勢集まるけれども、女性はなかなか集まらないという話をよく聞きます。そうすると何が問題かというと、66 ページの男女共同参画社会の実現というのができていないということが問題じゃないかということに思うのです。つまり、女性は、「男は仕事、女は家庭」というような観念に、凝り固まった男性とだったら結婚したくないという人が増えているのではないか。</p> <p>そうするといいくら婚活パーティーを開いたとしてもそれは問題の解決にならなくて性別役割分業を乗り越える発想を持つ人を増やしていく、あるいはそういう生き方ができるような社会的なサポートをするということが本筋だと思っています。確か、ここも文言の修正を求めるというような意見でもないのですが、婚活支援を重視するという発想をえていってほしいなという考え方を述べておきたいと思いました。もし今申し上げた 2 点について、事務局の方で何かあれば両方とも変えたこととしてはこれで仕方ないのかな、ということを前提にする話ですが、と言われても困るかもしれないですから、いかがでしょうか。</p> <p>先ほどの 2 点につきましては、こちらで検討したいと思います。</p>
事務局	

会長 委員	<p>はい、ありがとうございました。 私ばかり少し喋ってしまったので、他の皆さんからさらにお願いいたします。</p> <p>35ページの人権教育ですけれども、今、自分と少し違う人、例えば障がいをお持ちの方とか学校にうまくなじめないお子さんとか、昔は普通に同じ教室でいましたけれども、そもそもそれを分けるような教育が取られていて、それは差別なのか区別なのか分かりませんけれども、そもそも日常的にこどもたちが触れ合う機会がないというのを現場が作っている状況で急に人権教育と言われても難しいところがすごくあるのではないかかなと思います。まだここにはどこの担当課がどこだということは書いてないので、これから議論するのかもしれないですが、例えば支援学校のお子さんとともに活動する機会を作るとか、こどもたちが触れ合うような機会を私たちほどんどん除外してしまったので、そこを少し元に戻すような機会を作る必要があるのではないかと思っています。</p> <p>もう一つは、こども・若者の就労の関係につながるかもしれませんけれども、幼少期からこどもが地域の事業と関係を持つような機会がもう少しあってもいいのではないかと思います。この地域の私たちのような事業体も含めてですが、就労する場を知らないで外に出て行ってしまうという可能性ももちろんあるし、地元渋川市の企業の魅力を知らずに外に出て行ってしまうケースもあるかと思いますので、こどもの頃に例えば職場見学では消防署に行ったり給食センターに行ったりするところはありますが、地元企業とのコラボレーションみたいなのはほとんどなくて、だから消防署に行って憧れの消防士さんになりますという人がいるように、地元に根差した地元企業を若いうちに触れることで、そういう地元の企業っていいなって思えるような機会をぜひ検討した方がいいかなと思いますが、そういうような書き方がここの中にはなかったので、ぜひ将来のこどもたちが渋川に残るような取り組みというのも計画の中に入れておきたいなと思います。</p>
会長 事務局	<p>はい、ありがとうございました。事務局の方から何かありますでしょうか。</p> <p>地元のこどもたちが地元の企業を知ることとちょっと観点が違うかもしれないですが、この計画書の52ページのところに基本施策4-3、多様な学びや遊びの影響による健全育成ということで52ページになりますけれども。52ページの⑥ふるさと学習の推進というのが入っております。ここではまずは地元を好きになって、こどもたちに地元を好きになってもらおう、地元のことを知ってもらおうということで、生まれ育った地域の素晴らしさに気づいて、ふるさとに愛着と誇りを持つとともに、次代を担いその先の未来をつなぐ意識を發揮のため地域の自然や歴史、文化、伝統、産業、先人の功績などを学ぶふるさと学習活動の充実を図ります。ということでまた、違った観点からですが、渋川のことを知ることのところで産業の方を挙げております。再度検討したいと思います。</p>
副会長	<p>具体的に今改定いただくことは難しいということを承知の上でなんですが、やはりどうしてもちょっと言っておきたいなと思いまして58ページですが、居場所の確保というテーマです。上に説明文があって、ライフステージに応じて切れ目なく居場所を持つことができるよう居場所づくりを推進ということですが、居場所に集まってここ居場所だというふうに感じるのはこどもですよね。という視点でこの施策の中身を立てていくとすると、いっぱいある、たくさんやってくれている大人たちが考えてやってくれたものを使うこどもたちが、ここで切れ目なくここ居場所だなというふうに、言葉を</p>

副会長	<p>こどもは思わないかもしれません、あそこに行きたいとか、あそこに行っているとほっとするとか、あそこに行ってあの大人と喋っていると気持ちが楽になるとか、そういうことを感じてくれるのが居場所だと思います。そういうデザインの仕方で、この事業が並んでいるかっていうと、ちょっと違うかな、視点がもしかしたら違うかな、違うとは言えないかもしれないですが、大人の都合でプログラムが並んでいるように見えます。</p> <p>それは今まで多分こういうことをやってこられていて、補助金事業がたくさんこの中には詰まっているであろうと思いますので、それぞれの分野で子どもの支援をしたいと思う人たちが、それぞれのやり方でやってらっしゃると思います。</p> <p>それ自体は素晴らしいことだと思いますが、例えば年齢とか小学生であるとか、中学生であるとかの立場が変わると、こどもがその場所を利用できなくなるようなものが並んでいないだろうかということですね。</p> <p>居場所って慣れ親しむっていうことがとても大事になってくると思うので、慣れ親しんだスタッフとずっとそのままつながれるかっていうと、小学生終わっちゃったからもうここ来られないんだよねとか。こども食堂もそうですけど、こども食堂は行くとすごくいいって、そこには大人がいて、その人と会えるからとか、話せるからそこに行くっていう子が、年齢がちょっと変わってくるとそのこども食堂を利用できなくなるとかいうことが、現場で多分起こっているのではないかと思います。そうすると、こどもの視点で考えたときの居場所づくりっていうもののコンセプトといいますか。デザインの仕方がここはもうちょっと欲しいかなと思います。関係している課も、こども支援課、生涯学習課、スポーツ課、都市政策課、実は隣のページの最後に学習支援をするということを言うと、地域包括ケア課が関わっていて、たくさんの課が関わっています。そうすると、横断的に子どもの視点で本当に利用しやすいもの、居場所って子どもが思えるようなものを組み立てていくには、時間をかけた議論をして協力し合えるものはプロジェクトを一本にしていくとか、そういうことが必要なんじやないかなと思います。利用する立場が居場所だと思えるようなものを作っていくっていう視点でいかないと、こどもまんなか社会って言っているものにはなっていかないのではないか。今まで大人が作ってきたものを集めました。そしてこれが子どもの居場所ですっという提示の仕方で子どもの居場所を作るというのは、やはり過去のやってきたものの、上に乗った大人の都合の発想ではないかなとちょっと思います。非常に一生懸命やってくださっている方々がたくさんいるのは分かっている上で、せっかく子どもの権利条約を持ってきたこども計画なのであれば、こどもにとってという視点を本当に大事にして、少々時間がかかるても大人同士に都合が悪くても事業の見直しとか組み方を変えていくことに取り組んでいただきたいなと思いました。</p> <p>今回の検討に間に合わなくても適宜見直しと書かれておりますので、ぜひとも長期的に見直しをしつつでお願いしたいと思います。ともすれば過去の時代のものを集めて居場所という言い方で、大人がプログラムを組みましたっていう形になりかねないので、そこを大事にしていただきたい。具体的に言えば、例えば子ども権利条約をもとに作った施設で前にも申し上げたかもしれませんがこの川崎市の子ども夢パークというところはこの子どもの居場所としてずっと、子どもが小さい幼児の時から大人になってもそこにたくさん相手として慣れ親しむスタッフがいるんですね。できないわけはないと思います。そういうところもありますということで、お願ひをしていきたいと思います。</p>
-----	---

会長	<p>私が思ったことを一言付けますと、この 58 ページの③の学校施設開放の説明が学校施設の地域に開放、市民の利用促進を図りますという内容で、この内容を読んだだけではそれが子どもの居場所確保だということが伝わってこないよう思います。</p> <p>ただ、私の子どもの経験でいうと中学校の時に学校で放課後に部活動してくるのですが、家に帰ってきてから夕食をまた社会体育館に出かけていって、部活動としては同じ種目ですが、地域の大人たちに教えてもらいながらその競技の練習をするということをしていました。そうすると、学校施設の開放とか社会体育館とかそういう施設を子どもも大人も使えるようにするということが、その役割としては今副会長がおっしゃったような意味での子どもの居場所という可能性は十分あるとは思いますけれども、この整理の仕方だとどうしても整然的なものに見えてしまうというところが私の感じです。</p> <p>副会長がおっしゃってくださったことのほうが本質ですけれども、何かあったらお願いします。</p>
事務局	<p>時間が許されるかわからないですけれども、関係課と調整しまして、方向性とか、そういういたところでも具体的にどこまで表せるかなというのは、ちょっと話してみたいと思います。</p> <p>仮にできなかつたら、例えば先ほどおっしゃっていただいたように見直しのタイミングで何か見えるような形にしたいなという気持ちを、今持っています。ちょっと検討したいと思います。③番の学校施設開放については、もう少し内容の方を整理しわかりやすくしたいと思います。</p>
会長	<p>3 章 4 章について進めてきましたが、まだ 3 章 4 章についてここは聞いておきたいことがありますましたらお願いします。</p>
委員	<p>大変興味のある 65 ページ。基本施策の 7-3 ということで産業誘致によるというものもあるので、これも私が若い頃からこういうことを渋川市でよく聞いていたのですが、実績みたいのが具体的に教えていただけたらと、あとは渋川市含めて群馬は大本営が来るかもしれないという戦争時代の話で、非常に地盤が強くて大きなビルを建てても全然問題ないと、ただ山が多いということで大変なのかなと思いますが、台湾の大企業が熊本県に来たら 7 兆円を超える経済効果があり、人口もどんどん増えているといって、近所の中華の店が 600 円で売っていたラーメン 1000 円でも人が入れないというような状態が生まれている。非常に羨ましい限りの話は耳にしますが、渋川市がずっと前から言っている中で、何かもうこれが動きそうだとか、そこまで細かく言えないかもしれないですが、これは絵に描いた餅じゃなくて、やっぱり本気でちょっとした企業、前は浅野さんが頑張ったときに大同さんですとかいっぱい来た時期はありましたが、その後の結果はあまり見えていない気がするんですけども、ここに載せた以上、何か動きがあつてほしい。</p> <p>私たちの仕事は、人口が減るとこどもが減るということなのでなかなか経営がままならない。そういう部分もありますので、ぜひ人口を増やすためにも企業の誘致、産業の誘致をどんどん進めていってもらいたいんですけども、以上です。</p>
会長	ありがとうございました。事務局から何かありますか。
事務局	正直なことを申し上げますと、具体的なものは今までありませんでした。当然、県の企業局とともに、そういうもので進めようという試みはしておりました。ただ、なか

事務局	なかいい結果にはつながってないです。少しですが、今有馬の企業団地というところで従来からあるものが細々と、というような状況でございます。中村にとかそういった話もありましたけどもなかなか進んでない状況ですが、今具体的にプロジェクトチームを立ち上げました。具体的に結果を出したいというところで、そんなような動きもしているところでございます。この作業の制作を中心に今府内で本当に具体的に進めたところでございます。そういったところで今回ここにこのような形で載せたというのはその意気込みというか、そういったのも表しているものだと思います。具体的に動き出しましたので、こちらとしてもその結果によってこのような形でうまくつなげたらということで、担当部署と調整をしながら記載をしたところでございます。
会長	ありがとうございました。さて3章、4章についていかがでしょうか。
委員	民生委員児童委員として地域の子育て応援団という形をとっています。 それから今、学校、家庭、地域3者連携してこどもを育てるという形で進めておりますので、今回、地域全体でという言葉を入れていただいたのが良かったかな、というふうに私は思いました。
会長	ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。
委員	34ページの基本目標7番、基本施策2番、結婚を希望する若者への支援等ということで、こちらの項目だけ「等」という表現をされていますが、「等」とした意味を教えていただきたいな、と思っていたところです。もしかしたらすけれども、結婚を希望する若者等への支援なのかなというふうに私の中では感じたところでした。等というからには支援がいくつかあるのかな、支援のほかにも何かあるのかなと思うと、それしか事業の中でなくて基本目標7のところですので、64、65ページです。
会長	いかがでしょうか。
事務局	確認をしながら精査したいと思います。
会長	①の結婚等に伴う新生活への支援というのは、すでに結婚した人を対象にというふうに思われているでしょうから、結婚を希望する若者というのを厳密に定義すると、そこから外れちゃうとすれば等の位置が若者等なのかもしれないですね。そのあたり含めてお考えいただければと思います。
委員	62ページの障がい児支援の充実の部分ですけれども、今私が聞くところによると、児童発達支援と放課後等デイサービスについては、希望する人数に対して受け皿が足りていないということを聞いていまして、児童発達支援なんかでいうと、渋川市で入るところがないから前橋市の児童発達支援を利用しているという実態も聞いております。こどもたちというのは、幼稚園だとか保育園の年代を卒業するとまた小学校入るときになかなか前橋の放課後等デイサービスというのは、送迎などが難しくてもう一度渋川市で居場所を探し直すということが必要になってきます。なので、この部分については今一度、希望する需要と受け皿の数というところをもう一度見ていただいて、数の確保というところをしていただければなと思います。
会長	ありがとうございます。①についてのここに挙げるのはいいんだけども、中身をよりしっかりしてほしいということかなと思いましたが、少し事務局の方で回答していただける部分がありましたら。

事務局	直接の担当がいないものでも確認をしながら、先ほどのおっしゃった動きは十分分かりましたので、その辺りのところをどのような形で計画にできるか再度確認をさせていただきたいと思います。
会長	どうぞ、よろしくお願ひします。そのほかいかがでしょうか。では、5章の6章について質問がありますでしょうか。
委員	77ページの利用者支援事業について、実績で令和5年度は3となっており、令和7年度の見込みが2ということで、以降は2ですけれどもその3についても何を指して3なのか。その後の2というのは何を指して見込みとしているのか。こちらの表を見た限りではわからないということと、あとは、そもそも利用者支援事業というところで、具体的に何の利用者というところを記入されないと、これだけ項目を見ても読んだ方にはわからないのではないかなというふうに感じました。子育て支援センターとかそういう施設かな、というふうには推測はできるんですけどもこれだけ読んだところで何を指しているのかというのがちょっとわからなかつたもので、教えてください。
会長	確かに利用者というのは誰を指すのかとか、そういったことは書かれていません。
事務局	国が求めている事業量を確保しなければならないので、子ども・子育て支援事業計画ということを引き継いだ部分でございます。分かりやすい言葉に修正させていただきたいと思います。
委員	子育て世代包括支援センターというのもありますよね。また、子育て支援センターというのもあったり、その3つというのが何を指すのかが、これはここだけを読んだだけで分からぬので、その説明をしていただきたいというふうに思います。
会長	ありがとうございました。そのほか5章6章で引き続き質問がありますでしょうか。
委員	資料の76ページの子育て短期支援事業（ショートステイ）で利用者数がゼロということですが、これまでかつて何年も利用者数がゼロということで、どのようにお知らせをしているのかというのを前回、話が出たと思います。しっかりと周知をお願いしたいと思います。
会長	ほかにございませんか。質問が無ければ、以上で議事の（1）渋川市こども計画（中間案）については、終了させていただきます。事務局に置かれましては、委員から挙がった意見等を踏まえて、引き続き、策定作業を続けていただければと思います。委員の皆様から、全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。以上で役目は、ここまででございます。
4 その他	
事務局	ありがとうございました。では、次第の4に入ります。事務局から事務連絡をさせていただきます。
	こども計画を議題とする会議につきましては、年度中にあと1回開催させていただく予定です。今後のスケジュールとしまして、渋川市こども計画について12月2日から翌年、令和7年の1月6日までの間で市民意見公募を実施いたします。その結果を受けまして、最終の確認作業に入ります。概ね令和7年1月中旬頃までには最終案としてまとめられると思いますので、次回の会議は令和7年1月の下旬を予定しており

事務局	ます。日程を調整して後日通知いたしますので、よろしくお願ひいたします。事務局からの連絡は以上となります。委員の皆様から何かございますか。
会長	市民意見公募については、どのような方法を予定されていますか。
事務局	市民意見公募については、紙ベースで市内の各所に置く予定です。置く場所としては、市役所の本庁舎と第二庁舎、それから各行政センターに一部ずつ紙ベースで置きます。それから、ホームページ上でも掲載をします。
会長	市の広報ではどうでしょうか。
事務局	広報に置きましては、いつからいつまで市民意見公募を実施しますというお知らせを掲載します。
会長	インターネット上で公開とかそういうことはないでしょうか。ホームページ上で資料を公開してインターネットから意見を受け付けるということはないですか。
事務局	それも受け付けます。
会長	わかりました。ありがとうございました。
事務局	他にございませんか。
	5 閉会
事務局	これを持ちまして令和6年度第3回渋川市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。